

熊 本 県 排 出 油 等 防 除 協 議 会 会 則

(会則制定)平成12年6月16日
(一部改正)平成19年7月20日
(一部改正)平成20年6月25日
(一部改正)平成21年9月11日
(一部改正)平成22年7月8日
(一部改正)平成23年9月8日
(一部改正)平成25年12月11日
(一部改正)平成26年11月18日

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号（以下「海防法」という。）第43条の6の協議会として、熊本県沿岸海域において大量の排出油等の事故が発生した場合の防除活動（以下「排出油等防除」という。）についてその連携を図り、必要な事項の協議を行うとともに、熊本県排出油等防除協議会(以下「協議会」という。)の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「熊本県排出油等防除協議会」とする。

(業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

排出油等の防除に関する自主基準の作成
排出油等防除に関する技術の調査及び研究
排出油等の防除に関する教育及び共同訓練
その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(会員)

第4条 協議会の会員は、熊本県沿岸海域において排出油等防除に関係ある別紙1に掲げる行政機関及び企業、団体とし、その長又は長の指名する職員が代表する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
会務執行委員	20名以内
会 計 監 事	2名

(役員 の 選任)

第6条 会長は、熊本海上保安部長をもってあてる。

- 2 副会長、会計監事は、会員の互選により選出し、当該選出された副会長、会計監事がこの任期内に異動があった場合、当該所属機関の後任者に引き継がれるものとする。
- 3 会務執行委員は、関係機関の職員のうちから会長が委嘱する。

(役員 の 職務)

第7条 会長は協議会を代表して会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 会計監事は、協議会の会計について、監査を行い、その結果を総会に報告する。
- 4 会務執行委員はこの会則で委員会に付託された事項の処理にあたる。

(副会長、委員及び会計監事の任期)

第8条 副会長、会務執行委員及び会計監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 副会長、会務執行委員及び会計監事に欠損を生じたときは、第6条に準じて選任するものとし、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、定期総会、臨時総会及び各委員会（会務執行委員会、技術専門委員会）とし、会長が招集する。

- 2 定期総会は年1回、臨時総会及び各委員会は必要の都度随時開催する。
- 3 会員は代理出席ができるものとし、この場合、会員の委任状を提出するとともに、同代理人に全権委任するものとする。
- 4 会議は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、欠席する機関は議決された議案一切を承認するものとする。
- 6 会計監事は、会長が必要と認めた場合は会務執行委員会に出席するものとする。

(総会)

第10条 総会においては、次の事項を協議決定する。

業務計画

会則第1条の目的を達成するために必要な事項

会則の改正

その他会長が必要と認める事項

(会務執行委員会)

第11条 会務執行委員会は、会長、副会長及び会務執行委員会により構成し、次の事項を協議決定する。

総会に付議すべき事項

会則第3条の業務に関する事項

会則に関する疑義及び会則に定められていない事項

その他会長が必要と認める事項

(技術専門委員会)

第12条 協議会に排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(情報提供及び防除活動)

第13条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

2 協議会会員である船舶所有者等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

3 協議会会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 その他の協議会会員にあっては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合調整本部)

第14条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合には、海上保安部又は会長の指定する場所に総合調整本部を設置するものとする。

2 参集の要請を受けた会員は、別紙2に掲げる職員を総合調整本部に派遣し、連絡、調整に当らせるものとする。

3 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む)一般財団法人海上災害防止センターの職員その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も参加させるものとする。

4 会長は、排出油等の防除の必要が無くなったときは、総合調整本部を解散するものとする。

(撤収の通知)

第15条 会長は、第13条の要請により派遣された人員、施設、器材等の必要がなくなったときは、その旨を当該関係機関に通知するものとする。

(経費の求償事務)

第16条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求

するとともに、本協議会は、その支援及び調整を図るものとする。

(災害補償)

第17条 防除活動を実施した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとし、本協議会は、その促進を図るものとする。

(訓練)

第18条 会員は協力して排出油等防除訓練を年1回以上行うものとする。

(資料の交換)

第19条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を個々に合った別添様式にまたは、個々に合った様式により会長に提出するものとし、会長は提出された資料に基づき必要な事項を会員に周知するものとする。

船艇の状況

防災器材の備蓄状況

沿岸危険物貯蔵所等の設置状況

沿岸漁業権等位置図

情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号)

(維持運営)

第20条 協議会の会議、調査研究、資料作成、通信等の経費に充当するため、会員が納める会費、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は、石油関係企業 4,800円、その他の会員 2,400円(ガス関係企業を含む)とする。但し、行政機関は除く。
- 3 会費は、総会において決定する。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 その他協議会の維持運営については別途協議して定める。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第21条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、熊本県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第22条 協議会の事務局は、熊本海上保安部に置く。

附 則

この会則は、平成12年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、第3条、第12条～第22条改正に伴い、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この会則は、第14条、第19条改正に伴い、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、第6条～第9条改正に伴い、平成21年9月11日から施行する。

附 則

この会則は、第3条及び別紙1の改正に伴い、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この会則は、第2条、第20条第2項及び別紙1の改正に伴い、平成23年9月8日から施行する。

附 則

この会則は、第9条第6項、別紙1及び別紙2の改正に伴い、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この会則は、別紙1の改正に伴い、平成26年11月18日から施行する。

会 員 名 簿

機関名	電話番号	会員職
-----	------	-----

国関係

1	熊本海上保安部	0964 (52) 3103	部長
2	天草海上保安署	0969 (73) 3194	署長
3	八代海上保安署	0965 (37) 1477	署長
4	九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所	096 (357) 0222	所長
5	九州地方整備局八代河川国道事務所	0965 (32) 4135	所長

熊本県関係

1	熊本県水産振興課	096 (383) 1111	課長
2	熊本県危機管理防災課	096 (333) 2115	課長
3	熊本港管理事務所	096 (329) 4411	所長
4	八代港管理事務所	0965 (37) 0338	所長
5	三角港管理事務所	0964 (52) 2079	所長
6	水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	所長
7	熊本県漁業取締事務所	0964 (52) 2183	所長
8	熊本県県央広域本部土木部	096 (367) 1111	部長
9	熊本県県南広域本部	0965 (33) 3128	本部長
10	熊本県県南広域本部芦北地域振興局	0966 (82) 3111	局長
11	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	0964 (32) 2111	局長
12	熊本県天草広域本部	0969 (22) 4111	本部長
13	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	0968 (74) 2144	局長

警察関係

1	熊本県警察本部	096 (381) 0110	本部長
2	八代警察署	0965 (33) 0110	署長
3	上天草警察署	0964 (56) 0110	署長
4	水俣警察署	0966 (62) 0110	署長
5	宇城警察署	0964 (33) 0110	署長
6	熊本南警察署	096 (326) 0110	署長

消防関係

1	熊本市消防局	096 (363) 0119	局長
2	八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 6181	消防長
3	八代市消防団	0965 (33) 5900	団長
4	宇城広域連合消防本部	0964 (22) 0554	消防長
5	宇城市消防団三角方面隊	0964 (53) 1111	方面隊長
6	天草広域連合消防本部	0969 (22) 3219	消防長
7	上天草市大矢野地区消防団	0964 (56) 1111	団長
8	水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	消防長
9	水俣市消防団	0966 (63) 1111	団長
10	有明広域行政事務組合消防本部	0968 (73) 5271	消防長

漁業関係

1	熊本県漁業協同組合連合会	096 (356) 8551	会長
2	八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	組合長
3	水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	組合長
4	三角町漁業協同組合	0964 (52) 3037	組合長
5	天草漁業協同組合 (上天草総合支所) (苓北支所)	0964 (57) 0336 0969 (35) 0050	支所長 支所長
6	有明町漁業協同組合	0969 (54) 0124	組合長
7	日奈久漁業協同組合	0965 (38) 0233	組合長
8	松尾漁業協同組合	0963 (29) 7052	組合長

市・町関係

1	熊本市	096 (328) 2111	市長
2	八代市	0965 (33) 4111	市長
3	宇土市	0964 (22) 1111	市長
4	天草市	0969 (23) 1111	市長
5	玉名市	0968 (75) 1111	市長
6	水俣市	0966 (63) 1111	市長
7	宇城市	0964 (32) 1111	市長
8	上天草市	0964 (56) 1111	市長
9	氷川町	0965 (52) 7111	町長
10	苓北町	0969 (35) 1111	町長
11	長洲町	0968 (78) 3111	町長
12	芦北町	0966 (82) 2511	町長
13	津奈木町	0966 (78) 3111	町長

海運・荷役関係

1	日本通運(株)八代支店	0965 (37) 3700	支店長
2	三角海運(株)	0964 (53) 1333	社長
3	(株)ジェネック八代営業所	0965 (37) 3541	所長
4	南九州センコー(株)	0966 (63) 4111	所長
5	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	所長
6	九商フェリー	096 (329) 6111	支店長
7	熊本フェリー株式会社	096 (311) 4330	運航部長
8	パシフィックレーンセンター(株)八代支店	0965 (37) 3241	支店長
9	(株)MISUMI八代オフィス	0965 (37) 0131	所長

舶用品関係

1	三角商事(有)	0964 (52) 2630	社長
2	株式会社島児屋	0965 (35) 2181	社長

海運組合関係

1	熊本旅客船協会	0964 (52) 2303	会長
2	熊本県海運組合	0969 (56) 2928	理事長

石油企業関係

1	東西オイルミナル(株)八代油槽所	0965 (37) 0121	所長
2	ジャパノイルネットワーク(株)八代油槽所	0965 (37) 0858	所長
3	松岡石油(株)	0965 (37) 2171	社長
4	松藤商事(株)三角事業所	0964 (52) 3051	所長
5	熊本石油(株)三角営業所	0964 (52) 2219	所長
6	(株)エムロード大矢野SS	0964 (56) 0894	店長

臨海工場関係

1	熊本ドック	0965 (37) 2151	社長
2	JNC(株)水俣製造所	0966 (63) 2111	所長
3	株式会社篠崎造船鉄工所	0964 (52) 2703	社長
4	九州電力(株)苓北発電所	0969 (35) 2131	所長
5	九電産業(株)苓北事業所	0969 (35) 1811	所長

総合調整本部構成

八代地区

八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事
八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長
八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 6181	危険物係長
八代市消防団	0965 (33) 5900	団長
八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事
仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員
熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長

三角地区

三角港管理事務所	0964 (52) 2079	技師
熊本県漁業取締事務所	0964 (52) 2183	
上天草警察署	0964 (56) 0110	地域係長
宇城警察署	0964 (33) 0110	警備課長
宇城広域連合消防本部	0964 (22) 0554	総務課長
宇城市消防団三角方面隊	0964 (53) 1111	方面隊長
三角町漁業協同組合	0964 (52) 3037	組合長
松藤商事(株)三角事務所	0964 (52) 3051	次長

水俣地区

水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	主事
水俣警察署	0966 (62) 0110	警備課
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	警防課長
水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	参事
南九州センコー(株)	0966 (63) 4111	港湾営業所長